

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日の翌日
が、休日は、
その翌日)

目 次

◇規 則

鳥取県精神保健審議会条例及び鳥取県立精神保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(健康対策課)

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則(職員課)

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則()

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則()

鳥取県立精神保健センター管理規則の一部を改正する規則(健康対策課)

◇人委規則

職員の特種勤務手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則(職員課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

一 文化振興課の所掌事務に童謡館に関するものを加えることとした。(第八条)

関係)

二 企画部の所管に属する地方機関に童謡館を加え、その所掌事務を定めることとした。(第三十四条の四、第三十四条の五関係)

三 鳥取県立精神保健センターの名称を鳥取県立精神保健福祉センターに改め、その所掌事務に、精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究、相談指導その他精神障害者の福祉の増進に必要業務を加えることとした。(第七十一条の十四、第七十一条の十五関係)

四 鳥取県精神保健審議会の名称を鳥取県精神保健福祉審議会に改める等所要の規定の整備を行うこととした。

五 施行期日等

1 この規則は、平成七年七月一日から施行することとした。ただし、一及び二は、同月七日から施行することとした。

2 鳥取県会計規則について、三に伴う所要の規定の整備を行うこととした。

◇鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

一 鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正(第一条関係)

1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく知事の権限に属する次の事務を健康対策課長の個別専決事項とすることとした。

(一) 精神障害者保健福祉手帳の交付

(二) 精神障害の状態にないと認められた旨の通知

(三) 精神障害の状態にあることの認定

(四) 精神保健福祉相談員の任命

2 港湾課長の個別専決事項等について、鳥取空港の整備事業に係る土木工事等に関する所要の規定の整備を行うこととした。

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

二 鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正(第二条関係)

1 鳥取空港管理事務所長に、鳥取空港の維持管理に係る土木工事(工事費又は請負対象設計金額が一千万円未満のものに限る。)に関する次の事務を委任することとした。

(一) 起工の決定及び五割以内の設計の変更

(二) 請負契約の締結を随意契約の方法によること決定

(三) 請負契約の締結の決定

(四) 一般競争入札又は指名競争入札の執行

(五) 鳥取県建設工事執行規則に基づく事務(契約書の作成、請負代金の支払等)

2 保健所長及び精神保健センター所長について、精神保健法の題名が改められたこと等に伴う所要の規定の整備を行うこととした。

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、一の1及び3並びに二の2は、平成七年七月一日から施行することとした。

規 則

鳥取県精神保健審議会条例及び鳥取県立精神保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成七年六月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十八号

鳥取県精神保健審議会条例及び鳥取県立精神保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県精神保健審議会条例及び鳥取県立精神保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成七年五月鳥取県条例第二十五号)の施行期日は、平成七年七月一日とする。

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年六月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十九号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一款 県民文化会館(第三十四条の二・第三十四条の三)」を

「第一款の第一款の

県民文化会館(第三十四条の二・第三十四条の三)

に、「精神保健センター」を「精神

二 児童館(第三十四条の四・第三十四条の五)」

保健福祉センター」に改める。

第八条文化振興課の項に次の一号を加える。

四 児童館に関すること。

第九条健康対策課の項第十三号中「精神保健」の下に「及び精神障害者の福祉」を加

え、同項第十七号中「精神保健センター」を「精神保健福祉センター」に改める。

第十八条の表鳥取県精神保健審議会の項中「鳥取県精神保健審議会」を「鳥取県精神保健福祉審議会」に、「精神保健法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に、「第十三条」を「第九条」に、「精神保健」を「精神保健及び精神障害者の福祉」に改め、「第三十二条第三項」の下に「及び第四十五条第一項」を加え、同表鳥取県精神医療審査会の項中「精神保健法第十七条の二」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十二条」に改める。

第四章第三節第一款の次に次の一款を加える。

第一款の二 童謡館

(名称及び位置)

第三十四条の四 鳥取県立童謡館の設置及び管理に関する条例(平成七年三月鳥取県条例第二号)第二条の規定により設置された童謡館の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
鳥取県立童謡館	鳥取市

(所掌事務)

第三十四条の五 童謡館は、童謡、唱歌等を通じて特色ある地域文化の振興に資するための事務を所掌する。

第七十一条の三第二項保健予防課の項第四号中「精神保健」の下に「及び精神障害者の福祉」を加える。

第四章第四節中「第二十款 精神保健センター」を「第二十款 精神保健福祉センター」に改める。

第七十一条の十四中「鳥取県立精神保健センターの設置及び管理に関する条例」を「鳥取県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例」に、「精神保健センターの名称」を「精神保健福祉センターの名称」に改め、同条の表中「鳥取県立精神保健センター」を「鳥取県立精神保健福祉センター」に改める。

第七十一条の十五各号列記以外の部分中「精神保健センター」を「精神保健福祉センター」に改め、「向上」の下に「及び精神障害者の福祉の増進」を加え、同条第一号から第三号までの規定中「精神保健」の下に「及び精神障害者の福祉」を加え、同条第五号中「向上」の下に「及び精神障害者の福祉の増進」を加える。

第七十一条の十六中「精神保健センター」を「精神保健福祉センター」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成七年七月一日から施行する。ただし、目次の改正規定(第一款

県民文化会館(第三十四条の二・第三十四条の三)を
第一款の二 童謡館(第三

三十四条の二・第三十四条の三)に改める部分に限る。)、第八条文化振興課の項に一号を加える改正規定及び第四章第三節第一款の次に一款を加える改正規定は、同月七日から施行する。

(鳥取県会計規則の一部改正)

2 鳥取県会計規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一鳥取県立精神保健センターの項中「鳥取県立精神保健センター」を「鳥取県立精神保健福祉センター」に改める。

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年六月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十号

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

第一条 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三健康対策課の項部長専決事項の欄第一号中「精神保健法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改め、同号(一)中「第五条」を「第十九条の八」に改め、同号(二)中「第十一条」を「第十九条の九」に改め、同号(四)を削り、同項課長専決事項の欄第一号中「精神保健法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改め、同号(四)中「第五十一条」を「第四十四条」に、同号(五)及び(六)中「収容しない」を「入院しない」に改め、同号に次のように加える。

- (一) 第四十五条第二項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付
- (二) 第四十五条第三項(第六項において準用する場合を含む。)の規定による精神障害の状態にないとの通知
- (三) 第四十五条第五項の規定による精神障害の状態にあることの認定
- (四) 第四十八条第二項の規定による精神保健福祉相談員の任命

別表第三健康対策課の項課長専決事項の欄第二号中「精神保健法施行規則」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則」に改める。

別表第三土木部共通の項部長専決事項の欄第四号中「掲げるもの」の下に「(七)及び(八)にあつては、鳥取空港の維持管理に係る工事(以下土木部共通の項において「空港維持管理工事」という。)に係るものを除く。」を加え、同号(七)中「課長専決事項の欄第一号を除き」を「において、課長専決事項の欄第二号及び第三号(一)を除き、」に改め、同号(九)中「第一号」を「第三号(二)及び(三)」に改め、同項課長専決事項の欄第一号中「係る起工の決定」の下に「(鳥取空港の整備事業に係る工事(以下土木部共通の項において「空港整備工事」という。)に係るものを除く。)」を加え、同欄第二

号中「決定」の下に「(空港整備工事に係るものを除く。)」を加え、同欄第三号中「掲げるもの」の下に「(一)から(三)まで、(五)から(七)まで、(九)、(一〇)及び(一一)から(一三)までにあつては空港整備工事に係るものを、(四)、(六)及び(八)から(一四)までにあつては空港維持管理工事に係るものを、(八)にあつては空港整備工事及び空港維持管理工事に係るものを除く。」を加え、同欄第四号中「執行」の下に「(空港整備工事に係るものを除く。)」を加え、同欄第五号中「決定」の下に「(空港整備工事に係るものを除く。)」を加え、同欄第六号を削る。

別表第三港湾課の項課長専決事項の欄中第六号を第十二号とし、第二号から第五号までを六号ずつ繰り下げ、第一号を第七号とし、同号の前に次の六号を加える。

- 一 工事が一億円未満の鳥取空港の整備事業に係る工事(以下港湾課の項において「空港整備工事」という。)に係る起工の決定及び当該起工の決定をした空港整備工事の設計の変更
- 二 請負契約の対象となる部分の設計金額(以下港湾課の項において「請負対象設計金額」という。)が一千万円未満の空港整備工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定
- 三 請負対象設計金額が一億円未満の空港整備工事に係る請負契約の締結の決定
- 四 鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務のうち空港整備工事に係るもので次に掲げるもの
 - (一) 第五条第一項又は第二項の規定による契約書の作成
 - (二) 第九条第一項の規定による金銭保証人又は工事完成保証人を立てることの要求のうち請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るもの
 - (三) 第九条第二項の規定による金銭保証人又は工事完成保証人の承認
 - (四) 第十四条第一項(第二十条又は第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による予定価格の決定のうち請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るもの
 - (五) 第十五条(第二十条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定のうち請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るもの

- (六) 第十九条第一項の規定による入札参加者の指名のうち請負対象設計金額が七千万円未満の工事に係るものの指名
- (七) 第二十一条第一項の規定による見積書の提出者の決定のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るものの決定
- (八) 第二十二条の規定による請負契約の相手方の決定のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るものの決定
- (九) 第二十八条の規定による下請負者等に関する報告の要求
- (一〇) 第三十条第一項の規定による工事の監督の命令
- (一一) 第三十三条の規定による措置の要求
- (一二) 第三十九条第三項の規定による工事の内容の変更等のうち工事費(請負契約の締結後において、工事費を変更した場合、当初の工事費。以下港湾課の項において同じ。)が一億円未満の工事に係るものの変更等
- (一三) 第四十条第一項前段の規定による工事の内容の変更等のうち工事費が一億円未満の工事に係るものの変更等
- (一四) 第四十条第一項後段(第三十六条第五項若しくは第六項、第三十七条又は第三十九条第三項において準用する場合を含む。)の規定による工期の変更の協議のうち工事費が一億円未満の工事に係るもの協議
- (一五) 第四十条第三項の規定による工事の施工の一時中止のうち工事費が一億円未満の工事に係るもの一時中止
- (一六) 第四十一条の規定による工期の延長の承認のうち工事費が一億円未満の工事に係るもの承認
- (一七) 第四十八条第二項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認
- (一八) 第五十二条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の命令のうち請負対象設計金額(請負契約の締結後において請負対象設計金額を変更した場合は、当初の請負対象設計金額。以下港湾課の項において同じ。)が二千万円未満の工事に係るもの命令

- (一九) 第五十九条第二項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払
 - (二〇) 第六十一条第二項の規定による請負代金の前金払
 - (二一) 第六十六条第一項の規定による工事の出来形部分等の確認
 - (二二) 第六十六条第三項の規定による請負代金の部分払
 - (二三) 第六十七条第一項の規定による請負代金の代理受領の承認
 - (二四) 第六十九条第二項(第七十条第三項又は第七十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による検査の命令のうち請負対象設計金額が二千万円未満の工事に係るもの命令
 - (二五) 第六十九条第二項(第七十条第三項又は第七十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払
 - (二六) 契約の対象となる部分の金額が三千万円未満の土地、水面等の測量及び調査で空港整備工事に係るもの執行
 - (二七) 契約の対象となる部分の金額が三千万円未満の設計又は監督で空港整備工事に係るもの委託の決定
- (鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)
- 第二条 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。
- 別表第二鳥取空港管理事務所長の項を次のように改める。

鳥取空港管理事務所長	一 工事費が一千万円未満の土木工事(鳥取空港の維持管理に係る土木工事に限る。以下鳥取空港管理事務所長の項において同じ。)の起工の決定及び当該起工の決定をした土木工事に係る設計の変更で変更前の設計金額の五割を超えない範囲内の設計の変更(国庫補助金又は国庫負担金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣の承認を必要とするものに係る設計の変更を除く。)
	二 請負契約の対象となる部分の設計金額(以下鳥取空港管理事務所

長の項において「請負対象設計金額」という。)が一千万円未満の土木工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定

三 請負対象設計金額が一千万円未満の土木工事に係る請負契約の締結の決定

四 請負対象設計金額が一千万円未満の土木工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行

五 鳥取県建設工事執行規則(昭和四十八年十二月鳥取県規則第六十六号)に基づく知事の権限に属する事務のうち土木工事に係るもので次に掲げるもの

(一) 第五条第一項又は第二項の規定による契約書の作成のうち請負対象設計金額(請負契約の締結後において請負対象設計金額を変更した場合、当初の請負対象設計金額。以下鳥取空港管理事務所長の項において同じ。)が一千万円未満の工事に係るもの作成

(二) 第九条第一項の規定による金銭保証人又は工事完成保証人を立てることの要求のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るもの要求

(三) 第九条第二項の規定による金銭保証人又は工事完成保証人の承認

(四) 第十四条第一項(第二十条又は第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による予定価格の決定のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るもの決定

(五) 第十五条(第二十条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るもの決定

(六) 第十九条第一項の規定による入札参加者の指名のうち請負対象

設計金額が一千万円未満の工事に係るもの指名

(七) 第二十一条第一項の規定による見積書の提出者の決定のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るもの決定

(八) 第二十二条の規定による請負契約の相手方の決定のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るもの決定

(九) 第二十八条の規定による下請負者等に関する報告の要求

(一〇) 第三十条第一項の規定による工事の監督の命令

(一一) 第三十三条の規定による措置の要求のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るもの要求

(一二) 第三十九条第三項の規定による工事の内容の変更等のうち工事費(請負契約の締結後において、工事費を変更した場合は、当初の工事費。以下鳥取空港管理事務所長の項において同じ。)が一千万円未満の工事に係るもの変更等

(一三) 第四十条第一項前段の規定による工事の内容の変更等のうち工事費が一千万円未満の工事に係るもの変更等

(一四) 第四十条第一項後段(第三十六条第五項若しくは第六項、第三十七条又は第三十九条第三項において準用する場合を含む。)の規定による工期の変更の協議のうち工事費が一千万円未満の工事に係るもの協議

(一五) 第四十条第三項の規定による工事の施工の一時中止のうち工事費が一千万円未満の工事に係るもの一時中止

(一六) 第四十一条の規定による工期の延長の承認のうち工事費が一千万円未満の工事に係るもの承認

(一七) 第四十八条第二項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認

(一八) 第五十二条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を

- 含む。)の規定による工事の完成検査の命令のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るものの命令
- (五) 第五十九条第二項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るものの支払
- (六) 第六十一条第二項の規定による請負代金の前金払のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るものの前金払
- (七) 第六十六条第一項の規定による工事の出来形部分等の確認
- (八) 第六十六条第三項の規定による請負代金の部分払のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るものの部分払
- (九) 第六十七条第一項の規定による請負代金の代理受領の承認のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るものの承認
- (十) 第六十九条第二項(第七十条第三項又は第七十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による検査の命令のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るものの命令
- (十一) 第六十九条第三項(第七十条第三項又は第七十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るものの支払
- 六 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例(昭和四十二年七月鳥取県条例第二十四号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第三条ただし書の規定による空港の運用時間の変更のうち定期便の遅延のためのもの
- (二) 第四条の規定による運用時間内の空港の施設の利用の届出の受理
- (三) 第四条の二の規定による運用時間外の空港の施設の利用の許可

- (四) 第八条ただし書の規定による車両の運転、駐車、修繕又は清掃の許可
- (五) 第九条第二項の規定による空港への入場の制限
- (六) 第十条第二号の規定による爆発物又は危険を伴う可燃物の携帯、運搬、保管又は貯蔵の許可
- (七) 第十条第四号の規定による裸火の使用の許可
- (八) 第十一条の規定による空港内の土地、建物その他の施設の使用の許可及びその態様又は目的の変更の許可のうち次に掲げるもの
- イ 許可期間満了後の継続使用の許可
- ロ 工作物の設置を伴わない使用の許可
- ハ 一時的な使用の許可
- (九) 第十二条の規定による空港内における営業の許可
- (十) 第十四条の規定による許可の取消し及び原状回復その他必要な措置の命令(第十一条の許可に係るものについては、(八)に掲げる許可に係るものに限る。)
- (十一) 第十五条の規定による許可を受けた者からの必要な報告の徴収(第十一条の許可に係る報告の徴収については、(八)に掲げる許可に係るものに限る。)
- (十二) 第十八条の規定による着陸料等の減免のうち次に掲げるもの
- イ 鳥取県営鳥取空港管理規則(昭和四十二年七月鳥取県規則第三十七号。以下この号において「規則」という。)第十条第一項各号に該当する場合の着陸料の免除
- ロ 規則第十条第二項に該当する場合の停留料の免除
- (十三) 第十九条の規定による行為の制止及び空港からの退去その他必要な措置の命令

別表第二保健所長の項第六十号中「精神保健法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改め、同号(二)及び(三)中「第五十一条」を「第四十四条」に改め、同号四中「第五十一条」を「第四十四条」に、「立ち合い」を「立会い」に改め、同号(六)及び(七)中「第五十一条」を「第四十四条」に改める。

別表第二精神保健センター所長の項中「精神保健センター所長」を「精神保健福祉センター所長」に、「鳥取県立精神保健センター管理規則」を「鳥取県立精神保健福祉センター管理規則」に改める。

別表第二地方農林振興局長の項第三号中「(昭和四十八年十二月鳥取県規則第六十六号)」を削る。

別表第二土木事務所長の項第一号及び別表第五土木事務所長の項第一号中「土木工事を除く」を「土木工事並びに鳥取空港の整備事業及び維持管理に係る土木工事を除く」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条中別表第三健康対策課の項の改正規定並びに第二条中別表第二保健所長の項及び精神保健センター所長の項の改正規定は、平成七年七月一日から施行する。

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年六月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十一号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則(昭和五十一年三月鳥取県規則第二十五号)の一

部を次のように改正する。

第四条中「日額は、」の下に「次条の規定により算定した賃金日額を」を加え、「第十条の規定による基本手当日額表において、次条の規定により算定した賃金日額の属する等級に応じて定められている」を「第十七条に規定する賃金日額とみなして同法第十六条及び第十六条の二の規定を適用して計算した」に改める。

様式第七号、様式第十六号の二及び様式第十七号中

「五」に改める。

「六」を

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の職員の退職手当の支給に関する規則の規定は、平成七年四月一日から適用する。

鳥取県立精神保健センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年六月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十二号

鳥取県立精神保健センター管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立精神保健センター管理規則(平成三年九月鳥取県規則第四十九号)の一部を次のように改める。

題名を次のように改める。

鳥取県立精神保健福祉センター管理規則

第一条中「鳥取県立精神保健センター」の設置及び管理に関する条例」を「鳥取県立精神保健福祉センター」の設置及び管理に関する条例」に、「鳥取県立精神保健センター（以下「精神保健センター」）を「鳥取県立精神保健福祉センター（以下「精神保健福祉センター」に改める。

第二条、第三条、第八条、第九条、第十一条及び第十二条中「精神保健センター」を「精神保健福祉センター」に改める。

様式第一号中「鳥取県立精神保健センター」を「鳥取県立精神保健福祉センター」に、「精神保健法第32条」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条」に改める。

様式第五号中「鳥取県立障害児福祉センター」を「鳥取県立精神保健福祉センター」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成七年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の鳥取県立精神保健センター管理規則の規定によりなされた申請は、この規則による改正後の鳥取県立精神保健福祉センター管理規則の相当規定によりなされたものとみなす。

人事委員会規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年六月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 加 藤 威

鳥取県人事委員会規則第十六号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第一条 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第四条の表四級の項及び五級の項中「精神保健センター」を「精神保健福祉センター」に改める。

第七条の見出しを「(精神保健福祉業務手当)」に改め、同条中「精神保健」の下に「及び精神障害者の福祉」を加える。

(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第二条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第三の七の二級の項から四級の項までの規定中「精神保健センター」を「精神保健福祉センター」に改める。

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第三条 給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号及び第二項第三号中「精神保健センター」を「精神保健福祉センター」に改める。

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第四条 管理職手当に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の地方機関の項中

精神保健センター

を

精神保健

福祉センター

に改める。

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第五条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十号)の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の項中 「精神保健センター」 を 「精神保健福祉セン

ター」に改める。

(職員の職務の級の分類に関する規則の一部改正)

第六条 職員の職務の級の分類に関する規則(昭和五十二年一月鳥取県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局の地方機関の項及び別表第六知事の事務部局の地方機関の

項中 「精神保健センター」 を 「精神保健福祉センター」に改める。

附 則

この規則は、平成七年七月一日から施行する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県 【定価一部一箇月二千円(送料を含む)】